主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人石川勲蔵の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(論旨第一点において憲法違反を主張するけれども、事実審たる第一審裁判所は証拠として被告人の自白のほかに、補強証拠を挙示しているのであるから、第一審判決を維持する原判決には憲法三八条三項違反の問題は起りえない。)また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二八年四月一五日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
一 郎	唯	村	谷	裁判官